

佐伯市指定給水装置工事事業者の申請事務に係るご案内
【新規指定及び更新の申請と各種届出について】

佐伯市指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする事業者は、次の書類等を下記受付場所に提出してください。

更新の場合、登録内容に変更がある事業者の方は更新前に各変更手続きをお願いします。

(注) 本文での文言の定義は以下のとおりとします。

1. 「法」とは水道法をいう
2. 「施行規則」とは水道法施行規則をいう。
3. 「事業者規程」とは佐伯市市指定給水装置工事事業者規程をいう。
4. 「指定工事事業者」とは佐伯市指定給水装置工事事業者をいう。
5. 「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。

手続きについて（法第25条の3の2、施行規則第18条から22条 事業者規程第5条の2）

【申請に必要な書類】

法人	個人	提出書類及び添付書類	備考
○	○	「指定給水装置事業者指定申請書」(様式第1)	表面と裏面があります。 (両面とも記入してください)
○	○	「機械器具調書」(別表)	
○	○	「誓約書」(様式第2)	
○	○	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)	指定を受けた日から2週間以内に提出
○	○	選任される主任技術者の免状または技術証の写し	交付番号確認のため
○	—	定款の写し	原本の写しであることの証明付き
—	○	住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの
○	—	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	発行日から3ヶ月以内のもの
○	○	選任主任技術者と雇用関係を証明するもの	保険証等、所属会社名の記載された給水装置工事主任技術者証 代表者、役員以外
○	○	機械器具の写真	切断・加工・接合用、水圧テストポンプ等機械器具の写真
○	○	事業所及び事務所の外観、内部、資材置場の写真	
○	○	事業所の位置図	
△	△	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し	申請する住所が登記事項証明書や住民票に記載のない場合に添付してください。
○	○	※更新時のみ要提出 指定給水装置工事事業者確認書	業務内容、研修受講実績、技能を有する者について記入

申請・届出を受け付ける場所と問い合わせ先

佐伯市中村南町 1 番 1 号 佐伯市役所 庁舎 3 階 (51 番窓口)

佐伯市上下水道部 水道課 水道給水管理係 TEL0972-22-4179

FAX0972-22-9722

更新及び新規指定に係る手数料

10,000円 (佐伯市水道事業給水条例第33条第1項第1号)

【申請書類の記入要領】

「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

		法 人	個 人
表 面	申 請 者	本店の名称、本店の住所、代表者の氏名を「登記事項証明書」のとおり記入します。	・氏名又は名称の欄には、 <u>屋号</u> となるものを記入します。 ・住所、代表者の氏名は「住民票」のとおり記入します。
	役 員	「登記事項証明書」に記載されている役員全員の役職、氏名、フリガナを記入します。	記入不要
	事業の範囲	「定款」もしくは「登記事項証明書」に記載されている「目的」の欄を参照して記入してください。	所得税の確定申告書等を参照して記入してください。
	日 付	申請書を提出する日を記入して下さい。	
裏 面	事業所の名称 ・所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行うとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。(例：～支店、～営業所等) ・当該給水区域(佐伯市内)で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内(佐伯市内)にある必要はありません。 ・事業所の名称、所在地、電話番号は佐伯市ホームページへの掲載事項となるので必ず記入してください。 	
	選任されることとなる給水装置主任技術者の氏名・交付番号	<ul style="list-style-type: none"> ・選任を予定している、主任技術者の氏名及びフリガナ・免状の交付番号を記入する ・複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。 <p>※指定申請の段階では、主任技術者はあくまでも選任予定。指定後14日以内に選任届(様式第3)を提出して、正式に選任される。ただし選任届は便宜上、指定申請と同時に提出してもよい。</p>	
	様式外の記入項目	市からの情報提供のため、FAX 番号、メールアドレスを記入して下さい。	

「機械器具調書」別表

厚生労働省令（施行規則第 20 条）で定める機械器具（4 種類）

種 別	名 称	形式・性能
管切断用の機械器具	金切りのこ、その他	記入できる範囲で記入すること ※必ず 1 種類以上記入すること
管加工用の機械器具	やすり、パイプねじ切り器、その他	
接合用の機械器具	トーチランプ、パイプレンチ、その他	
水圧テストポンプ	テストポンプ（手動・電動）	

※給水装置工事に特有の機械器具で必要最小限のものを指定の基準となる機械器具として定めたものである。給水装置工事の作業が、主に切断、加工、接合からなり、また適切な接合が行われ水圧によって漏水が生じないことを検査することが必要となるため、施行規則第 20 条の 4 種類を定めている。

「誓約書」様式第 2

※「誓約書」は、法人にあっては役員全員が水道法第 25 条の 3（イからへまで）に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が役員全員を代表して誓約します。

イ	施行規則第二十條の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
ニ	事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
ホ	給水装置工事に關し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ	法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

【届出について】

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」様式第 3

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

●届出を要する事項および届出の期限（施行規則第 21 条第 1 項及び第 2 項）

区分	届出を要する事項	届出の期限
選任	新たに指定を受けたとき	指定を受けた日から 2 週間以内
解任	選任した主任技術者が欠けるに至ったとき※	当該事由が発生した日から 2 週間以内
解任	選任した主任技術者を解任したとき	遅滞なく届け出てください。
選任	主任技術者を追加して選任したとき	遅滞なく届け出てください。

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」様式第10

「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開指定事項変更届出書」様式第11

【指定事項の変更の届けに必要な書類】

提出書類		指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	主任技術者の免状または技術証の写し	提出期限等
届出内容									
事業者の名称 ※1 、住所 ※2	法人	○		○	○		○		変更のあった日または、廃止・休止した日から30日以内
	個人	○				○	○		
事業者の電話番号		○							
法人の代表者		○		○	○		○		
役員の氏名、就任、退任、役職変更		○		○	○		○ 就任		
事業所の名称、住所 ※3		○							
事業所の電話番号 ※3		○							
事業所の追加・廃止 ※3		○							
給水装置主任技術者の氏名※4		○						○	
給水装置主任技術者免状の 交付番号		○						○	
廃止・休止※5			○						
再開			○					10日以内	

- ※1 屋号、有限から株式の組織変更の場合を含む。
- ※2 登記事項証明書に記載されている本店の所在地
- ※3 当該給水区域で給水装置工事を行う事業所
- ※4 選任給水装置主任技術者の婚姻、改名等
- ※5 指定工事事業者証を返納してください。

★法人・個人を問わず、事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡等）は一切できません。この場合には、「廃止届」を提出後、新規に「指定申請書」を提出していただくことになりますので、ご注意ください。

なお、「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなしますので、「変更届」を提出していただければ結構です。